

本宮市家庭用生ごみ処理機貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化及び二酸化炭素排出量の削減による市民の「本宮市 2050 ゼロカーボンシティ」への取組を推進するため、家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を貸し出し、その有用性の体験により、処理機の普及促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 処理機の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市に住民票があり、かつ本市に居住していること。
- (2) 処理機を市内の住居で適正に設置し、適切に維持管理できる者であること。
- (3) 過去に処理機の貸出しを受けていない者であること。
- (4) 貸出し終了後に、市が実施するアンケートに回答できる者であること。
- (5) 過去5年の間に、本宮市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の交付を受けていない者であること。

(貸出機器)

第3条 貸出しを行う処理機は、市が所有する家庭用生ごみ処理機とする。

(貸出期間)

第4条 処理機の貸出期間は、貸出日から起算して28日以内とする。ただし、第2条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに返却するものとする。

2 貸出しは、1世帯につき1台1回限りとする。

3 貸出期間の延長は認めない。

(貸出料等)

第5条 処理機の貸出料は、無料とする。

2 処理機の運搬に要する費用、使用に伴う電気使用料及び消耗品費、または、清掃等に伴う費用等は、処理機の貸出しを受けた者（以下「借受人」という。）の負担とする。

(申込及び決定)

第6条 処理機の貸出しを受けようとする者は、家庭用生ごみ処理機貸出申請書(様式第1号)により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申請に当たり、当該申請者は、本人であることが確認できる書類(個人番号カード、運転免許証その他公的機関が発行した書類)を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、適当と認めたときは、処理機の貸出しを決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により決定をしたときは、速やかにその決定内容を家庭用生ごみ処理機貸出決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 借受人は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 処理機を取扱説明書に従い、善良な管理者の注意をもって適正に使用すること。
- (2) 処理機を改造し、分解し、又は改変しないこと。
- (3) 処理機を第三者に譲渡、転貸、または担保に供しないこと。
- (4) 処理機を本来の用途以外に使用しないこと。
- (5) 処理機の返却にあたっては、内部及び外部を清掃し、清潔な状態で返却すること。
- (6) 市が実施するアンケート調査等に協力すること。

(貸出し及び返却の方法)

第8条 処理機の貸出しは、借受人に対し、市役所担当部署の窓口(以下「市の窓口」という。)において直接引き渡す方法で行うものとする。

2 処理機の返却は、借受人が市の窓口で直接返却するものとする。

- 3 処理機の貸出し及び返却は、本宮市の休日を定める条例(平成 19 年本宮市条例第 2 号)に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く日の、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に行うものとする。

(返却)

第 9 条 借受人は、第 4 条に規定する貸出期間の最終日から起算して、市の休日を除く 2 日以内に処理機を返却するとともに、使用実績等に関するアンケートを提出しなければならない。ただし、貸出期間中に返却することは妨げない。

(損害賠償)

第 10 条 借受人は、故意または過失により処理機を故障、破損または紛失したときは、直ちに市長に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による故障についてはこの限りではない。

2 前項の規定による修理費用等は、借受人が負担するものとする。

3 処理機の使用又は管理により借受人に生じた損害（第三者に与えた損害を含む。）については、借受人がその賠償の責任を負うものとし、市は一切の責任を負わない。

(決定の取消)

第 11 条 市長は、借受人がこの要綱の規定に違反したとき、または不正な手段により貸出しを受けたときは、貸出しの決定を取り消し、直ちに処理機の返却を命ずることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 13 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。